

拳銃等の譲受け許可事務に関する規程

けん銃等の譲受け許可事務に関する規程を次のように定める。

平成7年7月7日

富山県公安委員会規程第7号

拳銃等の譲受け許可事務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第27条の3の許可を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 拳銃等の譲受け 拳銃等若しくは拳銃部品の譲受け若しくは借受け又は拳銃実包の譲受けをいう。
- (2) 拳銃等犯罪捜査 拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包に関する犯罪捜査をいう。

(許可申請手続)

第3条 拳銃等の譲受けを行おうとする警察官又は海上保安官は、拳銃等の譲受け許可申請書（様式第1号）を、その所属官署の長（以下「所属長」という。）を経由して富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）に送付するものとする。

(審査手続)

第4条 組織犯罪対策課長は、拳銃等の譲受け許可申請書を受理したときは、速やかに富山県警察本部長を経て申請の内容を公安委員会に上申するものとする。

2 公安委員会は、申請の内容が次の基準を満たす場合は、許可するものとする。

- (1) 申請者が警察官又は海上保安官であること。
- (2) 拳銃等犯罪捜査に当たり拳銃等の譲受けを行うものであること。
- (3) 拳銃等の譲受けが必要であること。
- (4) 密売行為を著しく助長するおそれがないこと。
- (5) 拳銃等の譲受けに当たり周辺住民に危害が及ぶこと（拳銃実包にあっては、加えて災害が発生すること）を防止するための措置が講じられていること。
- (6) 譲り受けた拳銃等について、危害予防（拳銃実包にあっては、加えて災害防止）上適切な保管、管理及び処分がなされること。

(許可又は不許可の通知)

第5条 公安委員会は、第3条の規定による申請を許可した場合には拳銃等の譲受け許可通知書（様式第2号）を、許可しなかった場合には拳銃等の譲受け不許可通知書（様式第3号）を、申請者の所属する所属長を経由して申請者に通知するものとする。

(結果の通知)

第6条 拳銃等の譲受けの許可を受けた警察官又は海上保安官は、当該許可に基づいて拳銃等を譲り受け、又は譲り受けなかった場合には、拳銃等の譲受け結果通知書（様式第4号）により、所属長を経由して公安委員会へ通知しなければならない。

（保秘の徹底）

第7条 許可の申請、公安委員会の許可、譲受けの実施内容等については、拳銃等犯罪捜査上の秘密に関わるものであることに鑑み、保秘を厳正にしなければならない。

附 則

この規程は、平成7年7月7日から施行する。

附 則（平成10年6月17日公安委員会規程第3号抄）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月15日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。